

第 2 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 平成 2 4 年 7 月 1 1 日（水） 1 4 : 0 0 ~

と ころ 新得町役場 3 階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員の紹介 1

4 報告事項

報告第 1 号 平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業費（地域公共交通調査事業）補助金交付決定について 2

5 議 題

議案第 1 号 新得町地域公共交通活性化協議会平成 24 年度補正予算（案）について 5

議案第 2 号 新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務の実施及び業務施工業者の選定方法並びに企画競争審査委員会設置について 6

議案第 3 号 町内公共交通のあり方の検討について 10

6 その他

7 閉 会

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	田 中 透 嗣	
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	竹 下 正 一	新委員
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	長 沢 誠	新委員
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		株式会社新交通	代表取締役	吉 尾 正 一	
7		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	鈴 木 敏 和	
8		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	辺 見 登	
9	利用者代表	新得町商工会	会長	湯 浅 悟 史	新委員
10		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
11		新得町観光協会	会長	若 原 敏 勝	
12		新得町PTA連合会	会長	乙 井 逸 人	新委員
13		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	古 川 盛	
14		新得町女性団体連絡協議会	会長	中 井 由 利 子	
15		新得市街地区連合町内会	会長	岩 谷 吉 彦	新委員
16		屈足市街地区連合町内会	会長	藤 井 友 幸	
17		すこやかクラブ	会長	八 幡 文 雄	
18		報徳クラブ	会長	菅 野 益 二 郎	
19		株式会社福原 新得店	店長	目 黒 忠 彰	
20		株式会社福原 屈足店	店長	大 竹 誠	新委員
21		けいら整形外科医院	総務課長	福 木 琢 也	
22		新得診療所		小 山 内 与 征	新委員
23		サホロクリニック	事務長	若 林 尚	
24	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	藤 田 雅 博	
25	警察	新得警察署	交通課長	山 内 寛 人	新委員
26	北海道	十勝総合振興局地域政策部地域政策課	課長	吉 田 健 二	
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	佐 藤 博 行	
	事務局員	新得町地域戦略室地域戦略係	係長	加 賀 谷 敬	
			主事	永 田 智 子	
			主事	石 上 陽 基	

平成24年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）補助金交付決定について

標記の件について、平成24年6月25日付で申請を行ったところ、平成24年6月29日付けで交付決定を受けたので、報告する。



北企交第18号
平成24年6月29日

新得町地域公共交通活性化協議会
会長 田中 透 嗣 毅

北海道運輸局長



平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

平成24年6月25日付け新地域号で申請のあった「平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	4,924,500円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	4,924,500円		

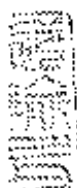
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第256号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

別紙

平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定事業

補助対象事業者名 新得町地域公共交通活性化協議会		(単位:円)	
補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
新得町地域公共交通連携計画策定調査業務 ・ 現況交通実態調査 ・ 町民及び利用者ニーズ把握調査事業 ・ 地域公共交通総合連携計画素案検討	交付決定日以降 平成25年3月22日	4,924,500	4,924,500



議案第1号

新得町地域公共交通活性化協議会平成24年度補正予算（案）について

新得町地域公共交通活性化協議会財務規程第3条の規定に基づき、新得町地域公共交通活性化協議会の平成24年度補正予算（案）について、下記のとおり提案する。

【 歳 入 】

（単位：千円）

款	項	目	補正前	補正額	計	備考
1	負担金	1 負担金	2,830	0	2,830	町負担金
2	補助金	1 補助金	5,000	▲75	4,925	地域公共交通確保維持改善事業補助金
3	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1 諸収入	0	0	0	
合計			7,830	▲75	7,755	

【 歳 出 】

款	項	目	補正前	補正額	計	備考
1	運営費	1 会議費	0	0	0	
		2 事務費	100	▲100	0	
2	事業費	1 事業費	7,730	25	7,755	・総合連携計画策定委託料 ・実態調査、ニーズ把握調査 ・試験運行経費
3	予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			7,830	▲75	7,755	

議案第 2 号

新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務の実施及び業務委託受託者の選定方法並びに企画競争審査委員会設置について

上記調査業務実施については、報告第 1 号のとおり、国から交付金を受けて、外部機関に委託することとし、企画提案による企画競争（公募型プロポーザル方式）により受託者を選定する。

企画競争については、ホームページ上で広く業務委託受託者を募集し、業務企画案の審査にあたっては、別途審査委員会を設置し、評価基準に基づいて、最も相応しい受託者を選定する。

新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画競争実施要領（案）

1 業務概要

(1) 業務名 新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務

(2) 業務内容

名称	内容
① 現況交通実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺における公共交通の一般住民の利用状況の把握（利用目的・乗降場所・利用頻度など） ・市街地及び近郊住民の買物・通院等の交通手段（タクシー・自家用車等）利用状況の把握 ・医療機関の運行する送迎バスの利用状況の把握
② 町民及び利用者ニーズ把握調査	<ul style="list-style-type: none"> ○住民アンケート ・市街地及び近郊住民の移動実態と交通手段の利用状況、及びコミュニティバスの利用意向調査 ・町内事業者へのヒアリング調査 ・町単独費によるコミュニティバス実証運行時に係る利用者のニーズ調査（10月、2月運行予定）
③ 地域公共交通総合連携計画素案検討	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバス導入の検討 ・利用者のニーズに合い、効率的かつ経済的な運行シミュレーションと将来の需要分析 ○事業収支及び将来像 ・町内全体の公共交通運行計画と将来ビジョン ・財政負担シミュレーション ○公共交通利用促進策の検討 ・コミュニティバスの周知・利用促進策検討 ・地域との連携によるバスの活用検討 ○地域公共交通総合連携策定のため、協議会の運営に必要な支援の実施 ・協議会の開催にあたり（4回程度予定）、資料の作成等、協議会運営に必要な準備の実施、必要に応じた協議会への出席

- (3) 履行期間 契約締結日から平成25年3月22日まで
- (4) 概算予算額 4,924,500円(消費税込み)の範囲内

2 参加資格

- (1) 北海道内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 新得町が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 本調査業務の実施にあたり、当協議会との連絡調整、打ち合わせ等に適切に対処できること。

3 募集方法

新得町ホームページに掲載する。

4 企画提案書の作成及び提出

- (1) 参加を希望する者は、次に定める書類を提出しなければならない。

提出書類	留意事項
企画提案書提出届(様式1)	団体・法人の代表印を押印する。
会社概要調書(様式2)	資本金・設立時期・従業員数・売上高等を記入する。
業務実績調書(様式3)	本業務と類似・関連する業務の受託(履行)実績を記入し、その受託(履行)業務に関する成果品等があれば添付する。
業務実施体制調書(様式4)	本業務に携わる総括責任者及び業務担当者を記入する。
総括責任者調書(様式5)	本業務の総括責任者の過去5年間の実績の一つを記入する。
企画提案内容(様式任意)	次の項目ごとに作成する。 ① 基本的な考え方や狙い ② 調査項目の設定 ③ 調査手法・調査実施体制 ④ 具体性・実効性 ⑤ 業務実施手順(調査スケジュール) ⑥ 概算予算額の範囲内での見積価格及び積算内訳 ⑦ 調査報告書の骨格、アウトライン

(2) 書式

- ① 用紙の規格はA4判縦長とする。(A3版用紙の折り込みは不可)
- ② 文章を補完するために、写真、イラスト、表、グラフ等を使用しても構わない。
- ③ 企画提案書のページ数は問わないが、簡潔にまとめること。
- (3) 提出部数 正本1本、副本6部(副本は複写でも可)
- (4) 提出方法 持参(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便に限る)による。

- (5) 提出場所 〒081-8501 北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
新得町地域公共交通活性化協議会事務局（新得町役場地域戦略室内）
電話：0156-64-0521 F A X：0156-64-4013
E-mail：chisen@town.shintoku.hokkaido.jp
- (6) 提出期限 平成24年7月26日（木）午後5時まで（必着）
- (7) その他
- ①企画提案書の差し替え及び再提出は認められない。
 - ②提出された企画提案書は返却しない。

5 企画提案に対するヒアリング

- (1) 提出された企画提案書の内容について、ヒアリングを行う。
- (2) ヒアリングは企画提案書の締め切り後、速やかに実施する。詳細な時間・場所等については、企画提案書を提出した者に別途通知する。
- (3) ヒアリングに参加しなかった者の企画提案は無効とする。

6 質問の受付

- (1) 受付期間 平成24年7月12日～平成24年7月25日
午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- (2) 受付場所 4（5）提出場所に同じ
- (3) 受付方法 質問書（様式6）に、団体・法人名、担当部署、担当者氏名、電話番号、F A X 番号、E-mail、質問内容を明記の上、電子メールによるものとする。
- (4) 回答方法 適宜、電子メールにて行う。

7 支払条件

本業務完了後、当協議会事務局担当職員（検査職員）が業務完了検査を行い、適法な請求書を受理する。支払予定日は、国からの補助金交付を受けた後とする。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに参加する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書は無効にする。
- (5) 審査結果、特定者名及び特定者の企画提案書については、公表できるものとする。
- (6) 企画提案を特定されたものは、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。また契約の前後で再度見積価格の提出を求めるものとする。

企画競争審査委員会設置要領（案）

1 目的

新得町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における「新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務」の企画提案の審査を実施するため、企画競争委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成

委員会は、委員長及び委員で構成し、次のとおり協議会の役員等がその職にあたる。

- (1) 委員長 協議会の会長
- (2) 委員 協議会の副会長及び事務局長

3 招集

委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

4 職務

委員会は、契約の相手方として最適な者を特定（以下「特定」という。）するため、次の職務を行う。

- (1) 企画提案の評価基準の決定
- (2) 企画提案の評価
- (3) 企画提案にかかる特定
- (4) その他企画競争の実施に関し、協議会が必要と認められる事項

5 事務局

委員会の事務局は、協議会事務局とする。

6 雑則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の了承を得て定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月11日から施行する。

企画競争の評価基準（案）

契約の相手方として最適な者を特定するため、企画提案の評価基準を次のとおり定める。

1 評価項目及び配点

評価項目		評価点	換算 ウェイト	配点
企画提案 内容評価	① 基本的な考え方や狙い【業務の理解度】 新得町の現状を適切に理解し、新たな公共交通体制を構築するために計画を策定する必要性を十分理解しているか。	10	× 1	10
	② 調査項目の設定 町民意見の集約のために必要な調査項目となっているか。	10	× 1	10
	③ 調査手法・調査実施体制 調査目的に合致した調査手法となっているか。	10	× 2	20
	④ 具体性・実効性 調査が計画策定に向けて具体的に整理されているか。	10	× 1	10
	⑤ 業務実施手順（調査スケジュール） 企画内容に見合った期間で、スケジュールに無理はないか。	10	× 1	10
	⑥ 見積価格 企画提案内容に見合った見積額であるか。	10	× 1	10
業務実績 評価	過去5年以内に類似・関連する業務の受託実績があるか。	10	× 1	10
業務実施 体制評価	業務の担当者数は適正であるか。総括責任者は、過去5年以内に類似・関連する業務の担当実績があるか。	10	× 1	10
ヒアリン グ評価	十分に分かりやすい説明がなされたか。質問に対して的確な回答がなされたか。	10	× 1	10
合 計				100

2 審査方法

- (1) 企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）の委員長及び委員は、上記表の評価項目ごとに1点から10点までの採点をすることにより、企画提案の評価を行う。
- (2) 委員長及び委員の評価の合計（以下「評点合計」という。）が最も高い企画提案を提出した者を契約の相手方として最適な者と特定する。ただし、評点合計を評価に参加した人数で除した点数（平均点）が60点に満たない場合は採用しない。
- (3) 評点合計が最も高い企画提案を提出したものが複数ある場合は、委員長の決するところによる。

議案第3号

町内公共交通のあり方の検討について

1. 新得町役場庁内での経過

H23. 6. 24	町内公共交通の現状・問題点に関する調査を実施
7. 12	第1回庁内検討委員会
7. 29	第1回ワーキンググループ 町内公共交通の問題点やニーズの整理
9. 28	第2回ワーキンググループ 町内公共交通の構想案、コミュニティバスの路線案及びダイヤの検討
12. 21	第3回ワーキンググループ ワーキンググループのまとめ
H24. 1. 27	第2回庁内検討委員会

2. 町内公共交通の問題点集約

各課から挙げられた問題をカテゴリー別にまとめると以下のようになる。

- 高齢者の買い物における不便
- 高齢者の通院における不便
- 高齢者が自動車を手放せない
- 農村地区からの移動手段が少ない。
- タクシー料金が高い
- 町外への通院がしにくい。
- 老人クラブ参加の交通不便
- その他

3. 町内公共交通のニーズ集約

各課から挙げられた交通ニーズをまとめると、以下のようになる。

- 町外医療機関への利便性の高い交通
- 町内を巡回する交通
- タクシー補助
- スーパーを経由する交通
- 町内医療機関への交通
- 農村地区の交通サービス
- 新得～屈足間の交通
- 乗り合いタクシー
- その他

4. 基本方針の考え方

- ①高齢者が買い物に不便を感じている。
→スーパーなどを経由し、買い物時間に合う交通
- ②高齢者が通院に不便を感じている。
→町内医療機関または、JR新得駅（町外医療機関へ行くための経由地）を経由し、診療時間または列車に接続できる交通
- ③高齢者が公共施設へ行くことに不便を感じている。
→公共施設を経由し、行事の開催時間に合う交通
- ④バス停から遠い。
→町内をきめ細かく停車できるような交通
- ⑤新得～屈足間の交通が少ない。
→新得・屈足を巡回する交通
- ⑥バス路線やダイヤを知らない人が多く、公共交通の利用が少ない。
→多くの人が利用しやすい環境づくり

5. 町内公共交通の構想

高齢者・交通弱者に優しい交通を目指す	町民が公共交通を利用したいと思う環境づくり	様々な団体と協力しあい、利便性の高い交通を推進
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行 ・ノンステップバスの導入 ・車いすスペースのあるバス ・きめ細かなバス停の設置 ・高齢者のニーズに合わせた時間設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新得・屈足間の交通サービスの向上 ・バス内に町内情報を掲示 ・試験的運行による実態調査 ・町民の意識調査実施 ・回数券導入 ・ラッピングや愛称募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会の協力 ・医療機関の協力 ・JRとの協力 ・各町内会の協力 ・老人クラブ等の協力

6. 目標を達成するために実施する施策内容

(1) 高齢者・交通弱者に優しい交通を目指す

実施項目	実施内容	実施方針
コミュニティバスの運行	高齢者をはじめとする町民に対し、通院や買物など日常生活の移動をサポートしていくため、市街地内を巡回するコミュニティバスの運行を行います。	運行に当たっては、実証実験の結果を踏まえて、経路・時刻・便数等の設定を行います。
ノンステップバスの導入・車いすスペースのあるバス	高齢者等の負担をなくし、安全で快適な移動をサポートするため、ノンステップバスの導入を行います。	高齢者等の負担が少ないノンステップの機能を有し、かつ環境に配慮した低公害車両、小回りができ、きめ細かいサービスが提供できる小型バスの導入の検討を行います。
きめ細かなバス停の設置	きめ細かにバス停を設置することにより、高齢者等の負担軽減、コミュニティバスの利用促進を図ります。	高齢者が多く住んでいる地区を重点的に、きめ細かなバス停の設置を検討し、実証運行の結果をもとに、バス停の整備を検討します。
高齢者のニーズに合わせた時間設定	高齢者等の通院、買物、クラブ活動などのニーズに合わせた時間設定を行います。	実証運行やニーズ調査を踏まえ、高齢者等のニーズに合わせた公共交通を目指します。

(2) 町民が公共交通を利用したいと思う環境づくり

実施項目	実施内容	実施方針
新得・屈足間の交通サービスの向上	新得・屈足間の交通サービスを向上させ、町内交通、町内経済の活性化を図ります。	路線バスだけでは補えない時間帯や土曜日、日曜日の公共交通について、実証運行やニーズ調査により検討を行います。
バス内に町内情報を掲示	バス内の空きスペースを利用し、町民への情報提供を図ります。	コミュニティバス内のスペースに町の様々な情報を発信することにより、バス利用者に町内での行動目的を誘発させ、町内交通活性化、町内経済活性化を図る。また、広告料等を徴収し、コミュニティバスの運行経費にあて、持続的な運行を目指します。
試験的運行による実態調査	本格運行における乗車実態や収支の予測のために試験運行を実施します。	コミュニティバスの本格運行に向けて、利用者の意向調査を行い、今後の運行にあたっての改善点検討の参考資料とします

実施項目	実施内容	実施方針
町民の意識調査実施	町民のニーズやコミュニティバスの必要性等を検討するため、意識調査を行います。	調査結果を交通ネットワーク計画策定にあたる参考資料とします。
回数券導入	コミュニティバス回数券を導入し、高齢者等の外出促進をはじめ、利用促進を図ります。	商店街や商工会との連携により、回数券を販売します。
ラッピングや愛称募集	愛着を持たれるバスとするためのラッピングや愛称をつけます。	ラッピングや愛称について、町民から広く募集します。

(3) 様々な団体と協力しあい、利便性の高い交通を推進

実施項目	実施内容	実施方針
商工会の協力	コミュニティバスの利用者・地元での買い客の相互の確保に向け、コミュニティバスの利用者に対して地元商店で利用できるクーポン券を配布します。	商工会との連携可能性を検討し、順次推進します。
医療機関の協力	高齢者の通院としてのニーズが高いことから、院内の入り口に近い場所にバス停を設置するとともに、バス停の管理は医院で行うなど、協働による取組みを進めます。	町内医院と連携可能性を検討し、順次推進します。
JRとの協力	JRからコミュニティバスの乗り継ぎを行う利用者が見込まれ、改札を出てすぐにいる駅の係員などに質問する可能性が高い。コミュニティバスの時刻表の設置や駅の係員によるコミュニティバスの案内など、協働による取組みを進めます。	JRとの連携可能性を検討し、順次推進します。
各町内会の協力	冬期間のコミュニティバスの各バス停の除雪など、地域主体の取組みを進めます。	バス停管理における地域との協働の可能性を検討し、順次推進します。
老人クラブ等の協力	コミュニティバスの運行に合わせた行事の設定を行い、利用促進を進めます。	継続的運行を実現するため、老人クラブ等との連携によるバスの利用促進を順次推進します。

7. コミュニティバス路線案

新得町は、比較的駅周辺に買い物や病院があり、さらにそれを覆うように住宅が存在するため、新得駅を中心にルートをとることが得策と考えられる。人口の多い新得地区を重点的にきめ細かく回り、次いで人口の多い屈足地区を循環し、新得・屈足間の移動の選択肢を増やすような路線を提案する。さらには、サホロリゾート、クラブメッドを利用する観光客が町の移動の足として使われるよう配慮する必要がある。

①西ルート

JR根室線から西地区（一番人口が多い。）

②東ルート

JR根室線から東地区。（商店街、スーパー、病院があり、他の地区の人も乗り降りするニーズあり。）

③北ルート

新得駅から以北の地区。（比較的人口は少ないが、北新得など公共交通手段がない場所がある。）

④屈足ルート

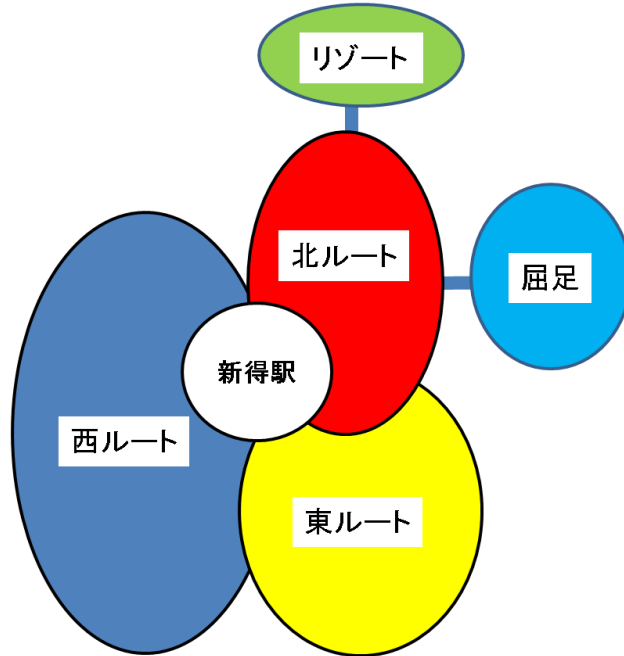
路線バスがない時間帯の新得・屈足間輸送。さらには、かえで団地、元町、栄町を経由する。

⑤北・サホロルート

町から北地区へ帰宅するニーズとリゾート地区から町へ夕食を食べにいくニーズをカバーする。

⑥サホロルート

町からリゾート地区へ送るルート。



ルート（案）略図

8. コミュニティバスダイヤ案

コミュニティバスのダイヤ検討にあたっては、次の点を考慮した。

○各病院の診療開始時刻に到着を合わせる。（けいら整形外科 8:00～、新得診療所 8:30～、サホロクリニック 9:00～）

○午前中、診察後に自宅へ帰る便を確保する。

○帯広の病院または買い物へ行く人を想定し、午前中の便はできるだけ多く列車に接続させる。

○午後は、帯広から帰って来る人を想定し、できるだけ多く列車から接続させる。

○現在の路線バスは、10時6分の帯広行き特急列車へのアクセスが無いので、この時間に駅を経由する。

○新得～屈足間については、路線バスが運行していない時間帯に運行する。

<午前>

行き先	西	東	屈足	東	北	東	西	北
駅出発	7:40	8:18	8:37	9:20	9:39	9:59	10:50	11:28
駅到着	8:15	8:34	9:17	9:36	9:56	10:15	11:25	11:45

<午後>

行き先	屈足	東	西	北	屈足	西	東	サホロ	東	西	休憩	サホロ
駅出発	13:00	13:43	14:02	14:40	15:00	15:40	16:18	16:40	17:23	17:42	18:17	20:30
駅到着	13:40	13:59	14:37	14:57	15:40	16:15	16:34	17:20	17:39	18:17	20:30	21:00

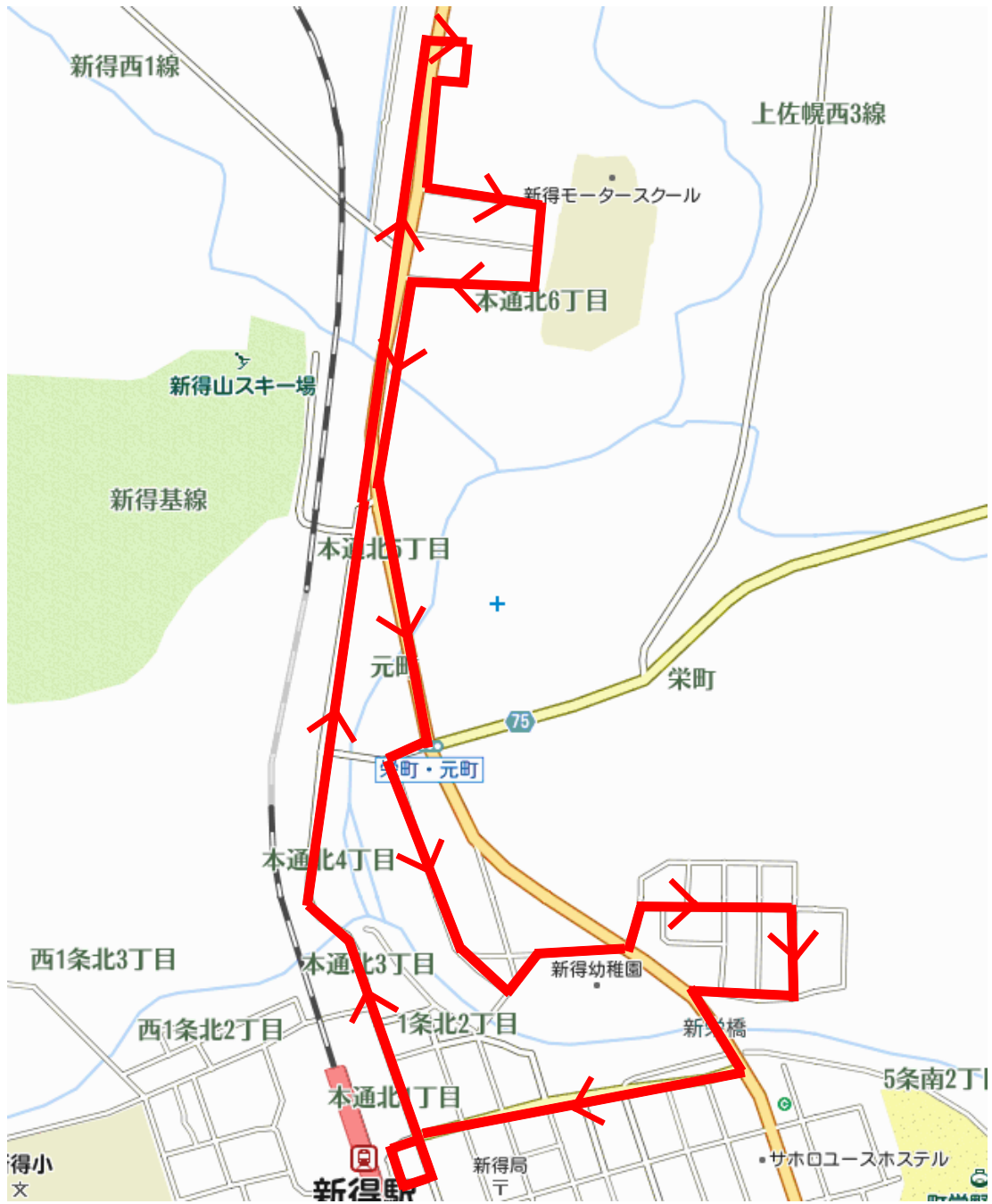
西ルート



東ルート



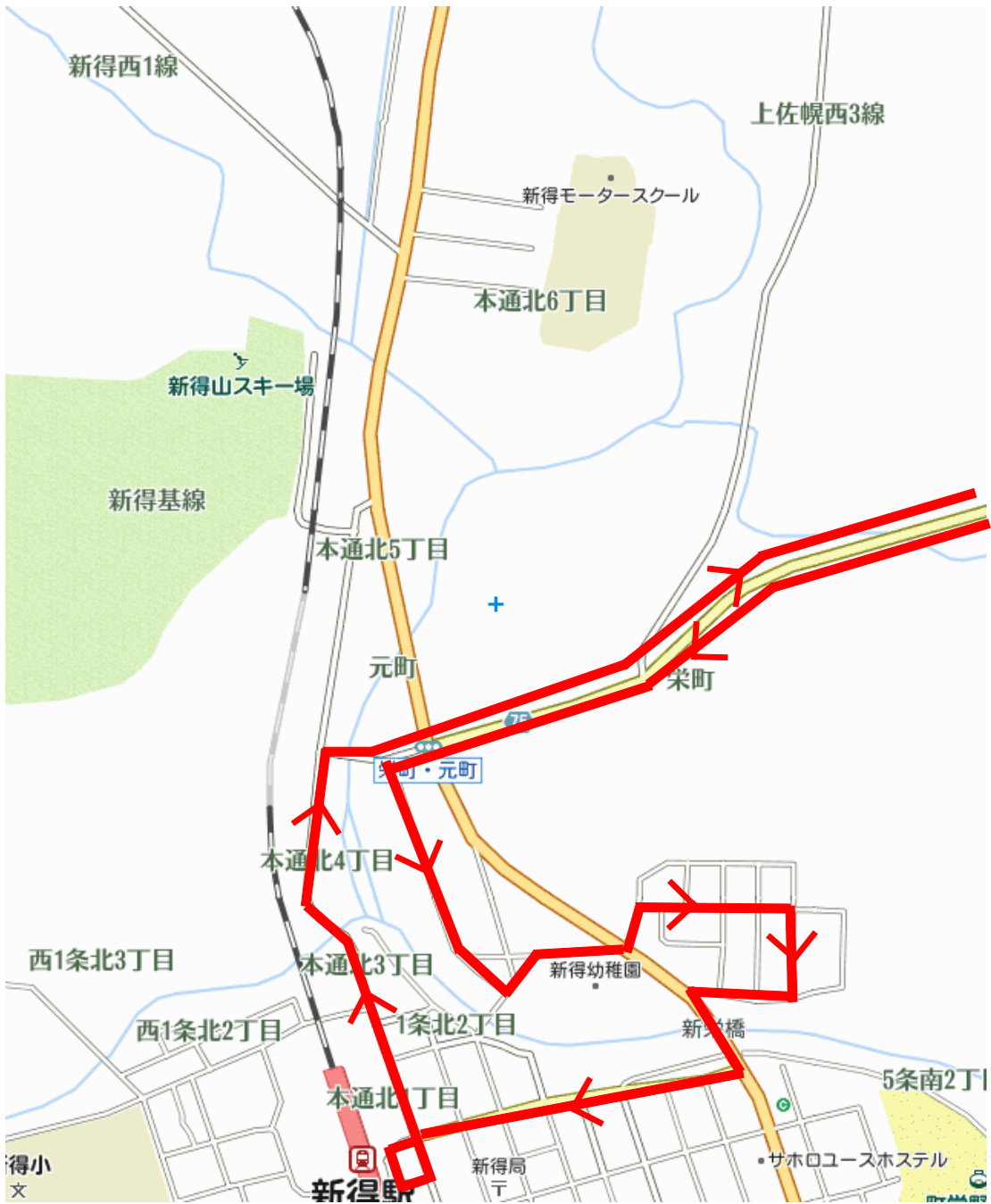
北ルート



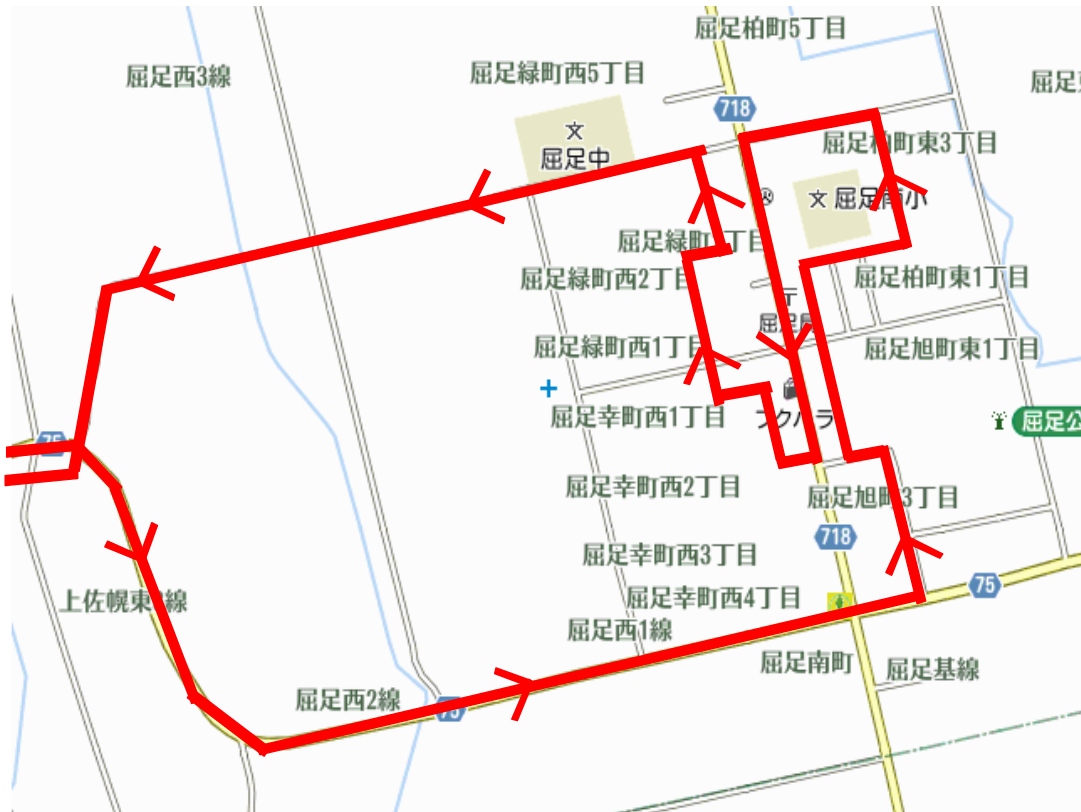
屈足ルート



屈足ルート(拡大1)



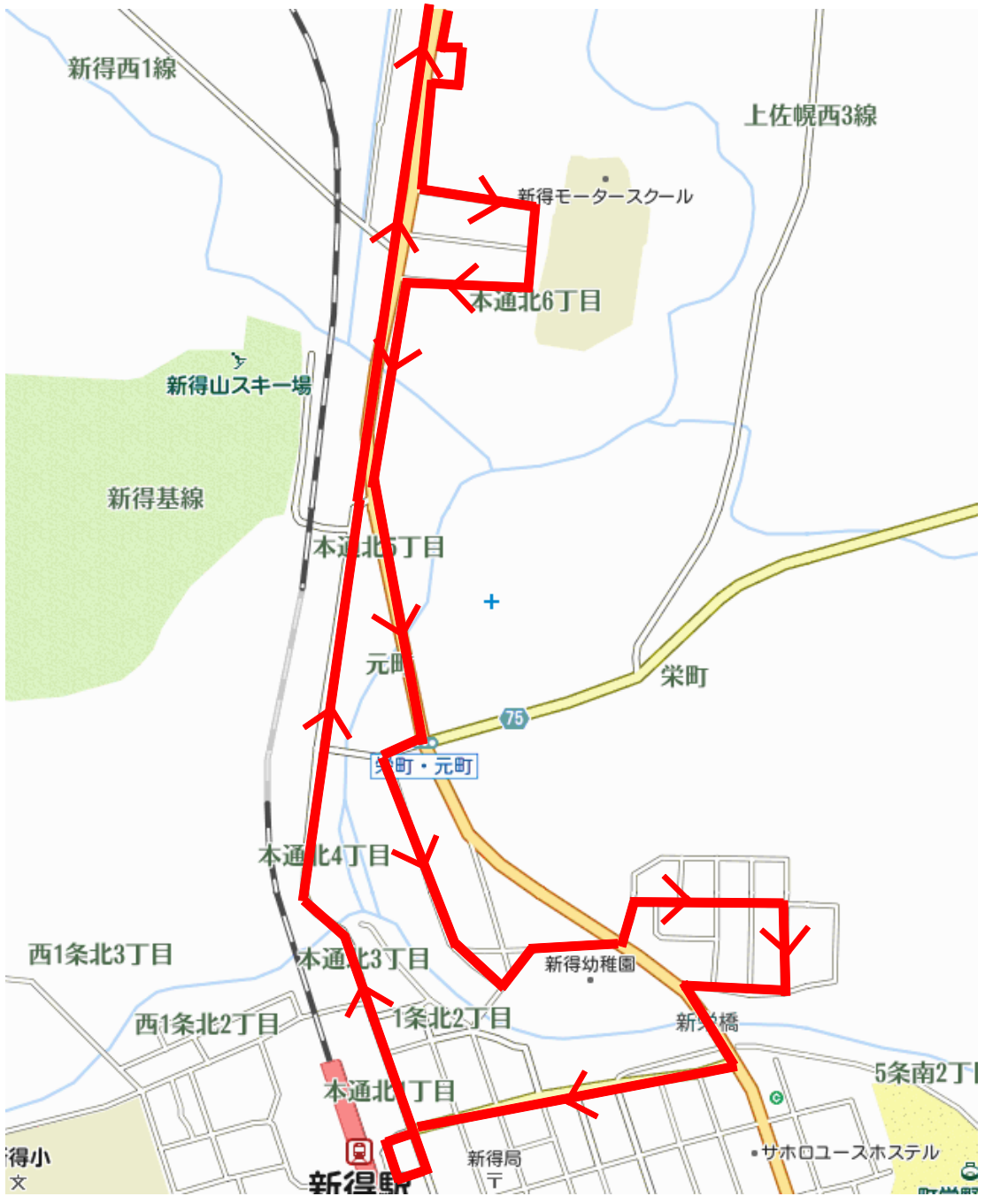
屈足ルート(拡大2)



サホロルート



サホロルート(拡大1)



サホロルート(拡大2)

